

# 新潟市水道局総合評価アドバイザー制度運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領第11条第4項及び新潟市水道局建設コンサルタント業務総合評価方式試行要領第11条第4項の規定に基づき、新潟市水道局総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の制度運営等に関して必要な事項を定める。

## (アドバイザーの事務及び担当区分)

第2条 アドバイザーは、総合評価方式における落札者決定基準及び必要に応じ技術資料の審査、落札者の決定等について意見を述べる。

2 担当アドバイザーの不慮の欠員、長期不在等のやむを得ない理由により当該事務を行うことが困難な場合は、他の担当アドバイザーが事務を行うことができる。

## (アドバイザーの委嘱及び任期等)

第3条 アドバイザーは、学識経験を有し、公正中立の立場で客観的に審査その他の事務を適切に行うことができる者のうちから、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

2 アドバイザーの定数は、2名以上で管理者が別に定める人数とする。

3 アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、翌年度の末日まで任期を延長することができる。

4 アドバイザーは、再任することができる。

5 アドバイザーは、非常勤とする。

6 報酬は、会議等で面談を行った場合、支給する。

## (会議)

第4条 管理者は、必要に応じ会議を開催し、アドバイザーに意見照会を行う。

2 前項における意見照会は、対面で行うことを基本とするが、アドバイザーの了承を得た場合は、電子メール等の送受により行うことができる。

3 会議は、非公開で行う。

## (秘密を守る義務)

第5条 アドバイザーは、当該事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (事務局)

第6条 アドバイザーの制度運営に当たり、事務局を総務部技術管理室に置く。

**(その他)**

第7条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの制度運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。